

美瑛町地域防災計画

令和6年6月

美瑛町防災会議

目 次

第一編 総 論

第 1 章 総則

第 1 節	計画の方針	1
第 1	計画の目的	1
第 2	計画の位置づけ	1
第 3	計画の構成	1
第 4	計画の修正	1
第 2 節	防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第 1	美瑛町	2
第 2	北海道	2
第 3	北海道警察	3
第 4	指定地方行政機関	3
第 5	自衛隊	4
第 6	指定公共機関	4
第 7	指定地方公共機関	5
第 8	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	5
第 3 節	町民及び事業所等の責務	7
第 1	町民	7
第 2	自主防災組織等	7
第 3	事業所	7

第 2 章 防災組織

第 1 節	防災会議	8
第 1	組織	8
第 2	運営	8
第 2 節	災害対策本部	9
第 1	災害対策本部の設置	9
第 2	組織	9
第 3	運営	9
第 4	部の所掌事務	10
第 5	本部の配備体制	15
第 6	本部の廃止	16
第 7	本部設置・廃止の通知公表	16
第 8	本部及び本部職員の様式	16
第 3 節	情報連絡本部	17
第 1	情報連絡本部の設置	17
第 2	運営	19
第 3	災害対策本部への移行	19
第 4 節	火山防災協議会	19
第 1	十勝岳火山防災協議会	19
第 2	大雪山火山防災協議会	20

目 次

第5節	住民組織	-----	20
第1	住民への応援要請	-----	20
第2	住民組織への連絡	-----	21

第3章 災害環境

第1節	自然環境	-----	22
第1	位置及び面積	-----	22
第2	気象	-----	22
第3	地形	-----	22
第4	地質・土壌	-----	23
第2節	社会環境	-----	26
第3節	災害履歴	-----	26
第1	風水害	-----	26
第2	火山災害	-----	26
第3	地震災害	-----	27
第4	災害危険箇所	-----	27

目 次

第二編 風水害等対策

第1章 総則

第1節 計画の適用	2 8
第2節 災害履歴	2 8
第3節 災害の想定	2 8

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり	2 9
第1 市街地の整備	2 9
第2 防災空間の確保	2 9
第3 道路・橋りょうの整備	3 0
第4 上下水道施設等の整備	3 0
第2節 災害防止対策の推進	3 1
第1 水害対策の推進	3 1
第2 土砂災害対策の推進	3 1
第3 雪害対策の推進	3 2
第4 火災の予防対策の推進	3 2
第3節 災害に強い組織・人の形成	3 4
第1 防災体制の整備	3 4
第2 自主防災活動の推進	3 4
第3 防災訓練の実施	3 5
第4 防災知識の普及	3 6
第4節 消防力の整備	3 7
第1 消防体制の整備	3 7
第2 救急救助体制の整備	3 7
第3 火災の予防	3 8
第5節 避難環境の整備	3 9
第1 避難所の整備	3 9
第2 避難体制の整備	3 9
第6節 応急対策のための環境整備	4 1
第1 応急医療体制の整備	4 1
第2 緊急輸送体制の整備	4 1
第3 給水体制の整備	4 2
第4 物資供給体制の整備	4 2
第5 備蓄体制の整備	4 2
第6 応援体制の整備	4 2
第7 防災ボランティア活動の環境整備	4 3
第7節 避難行動要支援者対策のための環境整備	4 4
第1 避難行動要支援者へのまちづくり対策	4 4
第2 在宅避難行動要支援者への対応	4 4
第3 社会福祉施設の対策	4 5
第4 外国人への対策	4 6

目 次

第3章 災害応急対策計画

第1節	情報の収集・伝達	4 7
第1	災害関連情報の伝達	4 7
第2	被害情報の収集・調査・報告	4 9
第2節	災害広報・広聴活動	5 2
第1	災害広報活動	5 2
第2	報道機関への対応	5 3
第3	災害広聴活動	5 3
第3節	応援派遣	5 4
第1	自衛隊の災害派遣	5 4
第2	道・市町村等への要請	5 5
第3	応援隊の受入	5 7
第4節	水防活動	5 8
第1	水防組織	5 8
第2	水防活動	5 9
第3	避難対策	6 0
第4	水防報告	6 0
第5	浸水想定区域	6 0
第5節	救出・救急・消火	6 3
第1	救出・救急活動	6 3
第2	消火活動	6 4
第6節	医療救護	6 6
第1	応急医療活動	6 6
第2	被災者等への医療	6 7
第7節	避難	6 8
第1	避難活動	6 8
第2	避難所の開設・廃止	7 2
第3	避難所の運営	7 3
第8節	生活救援	7 6
第1	給水活動	7 6
第2	食料の供給	7 7
第3	物資の供給	7 8
第4	救援物資の供給	7 9
第5	避難行動要支援者への配慮	7 9
第9節	交通対策・緊急輸送	8 0
第1	交通対策	8 0
第2	緊急輸送	8 2

目 次

第10節	災害警備	84
第1	警察の災害警備	84
第2	被災地の警戒警備	84
第11節	建物対策	85
第1	住宅の応急修理	85
第2	応急仮設住宅	85
第3	公営住宅の確保	86
第12節	被災宅地安全対策	87
第1	危険度判定の実施	87
第2	危険度判定実施本部	87
第13節	防疫・清掃	88
第1	防疫活動	88
第2	し尿の処理	89
第3	清掃	89
第14節	障害物の除去	91
第1	住宅関係の障害物の除去	91
第2	河川関係の障害物の除去	91
第3	道路の障害物の除去	91
第15節	行方不明者の捜索・遺体の収容	92
第1	行方不明者の捜索	92
第2	遺体の収容	92
第3	遺体の火葬・埋葬	93
第16節	公共施設等の応急復旧対策	94
第1	ライフライン施設	94
第2	公共施設	96
第3	交通施設	96
第17節	農畜産・動物	97
第1	農林業対策	97
第2	畜産業対策	97
第3	飼養・放浪動物対策	98
第18節	文教・保育	100
第1	応急保育・教育	100
第2	社会教育施設等の対策	101
第19節	ボランティア対策	102
第1	ボランティアとの連携	102

目 次

第 20 節	災害救助法の適用	1 0 4
第 1	災害救助法の適用基準	1 0 4
第 2	滅失世帯の算定基準	1 0 4
第 3	住家被害程度の認定	1 0 5
第 4	災害救助法の適用手続き	1 0 5
第 5	救助の実施者及び救助の内容等	1 0 6
第 21 節	雪害対策	1 0 7
第 1	雪害対策	1 0 7

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節	災害復旧事業の推進	1 0 9
第 1	災害復旧事業の推進	1 0 9
第 2	激甚法による災害復旧事業	1 0 9
第 2 節	住民生活復旧への支援	1 1 1
第 1	被災者への支援	1 1 1
第 2	地域経済への復旧支援	1 1 3
第 3	義援金の受付け・配分	1 1 3
第 3 節	災害復興	1 1 3
第 1	災害復興方針の検討	1 1 3
第 2	災害復興計画の策定	1 1 3

第 5 章 大規模事故災害対策計画

第 1 節	事故災害対策	1 1 4
第 1	大規模事故に対する体制	1 1 4
第 2	航空災害対策	1 1 5
第 3	鉄道災害	1 1 8
第 4	道路災害	1 1 9
第 5	危険物等災害対策	1 2 1
第 6	大規模火災対策	1 2 3
第 7	林野火災対策	1 2 4
第 8	大規模停電災害対策	1 2 6

目 次

第三編 火山災害対策

第1章 総則

第1節 計画の適用	1 2 8
第1 十勝岳の概要	1 2 8
第2 噴火の記録	1 2 9
第2節 噴火の想定	1 3 3
第1 十勝岳火山噴火の特徴	1 3 3
第2 噴火の記録	1 3 3
第3節 用語の定義・解説	1 3 6

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり	1 3 8
第1 火山砂防施設の整備	1 3 8
第2 観測監視体制の充実	1 3 8
第3 火山監視機関との連携強化	1 3 8
第2節 避難体制	1 3 8
第1 避難計画の作成	1 3 8
第2 避難所の指定	1 3 8
第3 広域避難への対応	1 3 8
第4 避難促進施設の指定と避難確保計画	1 3 9
第3節 災害に強い組織・人の形成	1 3 9
第4節 避難行動要支援者のための環境整備	1 3 9

第3章 基本方針

第1節 基本シナリオ	1 4 0
第2節 異常現象発生期	1 4 2
第3節 小噴火期	1 4 4
第4節 中噴火期	1 4 7
第5節 大噴火期	1 4 9
第6節 融雪型泥流発生期	1 5 1
第7節 噴火縮小期	1 5 3

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・伝達	1 5 4
第1 火山情報の収集・伝達	1 5 4
第2 火山の調査・監視・情報収集	1 5 5
第2節 災害広報・広聴活動	1 5 7
第1 災害広報活動	1 5 7
第2 報道機関への対応	1 5 8
第3 災害広聴活動	1 5 8
第3節 応援派遣	1 5 9
第1 自衛隊の災害派遣	1 5 9
第2 道・市町村等への要請	1 6 0
第3 応援隊の受入	1 6 2

目 次

第4節	搜索・救出	163
第1	搜索・救急活動	163
第5節	医療救護	165
第1	応急医療活動	165
第2	被災者等への医療	166
第6節	立ち入り規制	167
第1	規制等の設定	167
第7節	避難	168
第1	避難活動	168
第2	自主避難・事前避難	171
第3	避難所の開設	172
第4	緊急避難・町外避難	173
第8節	避難所の運営	174
第1	避難所の運営	174
第9節	生活救援	177
第1	給水活動	177
第2	食料の供給	178
第3	物資の供給	179
第4	救援物資の供給	180
第5	避難行動要支援者への配慮	180
第10節	交通対策・緊急輸送	181
第1	交通対策	181
第2	緊急輸送	183
第11節	災害警備	185
第1	警察の災害警備	185
第2	被災地の警備	185
第12節	建物対策	186
第1	応急仮設住宅	186
第2	公営住宅の確保	187
第13節	行方不明者の搜索・遺体の収容	188
第1	行方不明者の搜索	188
第2	遺体の収容	188
第3	遺体の火葬・埋葬	189
第14節	家畜等の避難	190
第1	家畜の避難対策	190
第2	飼養・放浪動物対策	191

目 次

第15節	文教・保育	192
第1	応急保育・教育	192
第16節	ボランティア対策	194
第1	ボランティアとの連携	194
第17節	避難の解除	196
第1	解除の判断基準	196
第2	降雨型泥流対策	197
第18節	災害救助法の適用	198
第1	災害救助法の適用基準	198
第2	滅失世帯の算定基準	198
第3	住家被害程度の認定	199
第4	災害救助法の適用手続き	199
第5	救助の実施者及び救助の内容等	200

第5章 災害復旧計画

第1節	災害復旧事業の推進	201
第2節	住民生活復旧への支援	201
第3節	災害復興	201
第1	災害復興方針の検討	201
第2	災害復興計画の策定	201

目 次

第四編 震災対策

第1章 総則

第1節 計画の適用	2 0 2
第2節 災害履歴	2 0 2
第3節 震災の想定	2 0 2

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり	2 1 5
第1 ライフラインの整備	2 1 5
第2 建物の耐震化・不燃化	2 1 5
第3 公共施設の整備	2 1 5
第2節 災害に強い組織・人の形成	2 1 5
第3節 避難行動要支援者対策のための環境整備	2 1 5

第3章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・伝達	2 1 6
第1 地震関連情報の伝達	2 1 6
第2 被害情報の収集・調査・報告	2 1 7
第2節 災害広報・広聴活動	2 2 1
第1 災害広報活動	2 2 1
第2 報道機関への対応	2 2 2
第3 災害広聴活動	2 2 2
第3節 応援派遣	2 2 3
第1 自衛隊の災害派遣	2 2 3
第2 道・市町村等への要請	2 2 5
第3 応援隊の受入	2 2 6
第4節 救出・救急・消火	2 2 7
第1 救出・救急活動	2 2 7
第2 消火活動	2 2 8
第5節 医療救護	2 3 0
第1 応急医療活動	2 3 0
第2 被災者等への医療	2 3 1
第6節 避難	2 3 2
第1 避難活動	2 3 2
第2 避難所の開設・廃止	2 3 5
第3 避難所の運営	2 3 6
第7節 生活救援	2 3 9
第1 給水活動	2 3 9
第2 食料の供給	2 4 0
第3 物資の供給	2 4 1
第4 救援物資の供給	2 4 2
第5 避難行動要支援者への配慮	2 4 2

目 次

第 8 節	交通対策・緊急輸送	2 4 3
第 1	交通対策	2 4 3
第 2	緊急輸送	2 4 6
第 9 節	災害警備	2 4 7
第 1	警察の災害警備	2 4 7
第 2	被災地の警戒警備	2 4 7
第 10 節	建物対策	2 4 8
第 1	被災建築物の応急危険度判定	2 4 8
第 2	住宅の応急修理	2 4 9
第 3	応急仮設住宅	2 5 0
第 4	公営住宅の確保	2 5 1
第 11 節	被災宅地安全対策	2 5 2
第 1	危険度判定の実施	2 5 2
第 2	危険度判定実施本部	2 5 2
第 12 節	防疫・清掃	2 5 3
第 1	防疫活動	2 5 3
第 2	し尿の処理	2 5 4
第 3	清掃	2 5 5
第 13 節	障害物の除去	2 5 6
第 1	住宅関係の障害物の除去	2 5 6
第 2	河川関係の障害物の除去	2 5 6
第 3	道路の障害物の除去	2 5 6
第 14 節	行方不明者の捜索・遺体の収容	2 5 7
第 1	行方不明者の捜索	2 5 7
第 2	遺体の収容	2 5 7
第 3	遺体の火葬・埋葬	2 5 8
第 15 節	公共施設等の応急復旧対策	2 5 9
第 1	ライフライン施設	2 5 9
第 2	公共施設	2 6 1
第 3	交通施設	2 6 1
第 16 節	農畜産・動物	2 6 2
第 1	農林業対策	2 6 2
第 2	畜産業対策	2 6 2
第 3	飼養・放浪動物対策	2 6 4
第 17 節	文教・保育	2 6 5
第 1	応急保育・教育	2 6 5
第 2	社会教育施設等の対策	2 6 6

目 次

第 18 節	ボランティア対策 -----	2 6 7
第 1 節	ボランティアとの連携 -----	2 6 7
第 19 節	災害救助法の適用 -----	2 6 9
第 1 節	災害救助法の適用基準 -----	2 6 9
第 2 節	滅失世帯の算定基準 -----	2 6 9
第 3 節	住家被害程度の認定 -----	2 7 0
第 4 節	災害救助法の適用手続き -----	2 7 0
第 5 節	救助の実施者及び救助の内容等 -----	2 7 1

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節	災害復旧事業の推進 -----	2 7 2
第 2 節	住民生活復旧への支援 -----	2 7 2
第 3 節	災害復興 -----	2 7 2

目 次

第五編 資料等

美瑛町防災会議条例 -----	2 7 3
美瑛町災害対策本部条例 -----	2 7 5
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 -----	2 7 6
「かみかわの絆19」～上川管内町村広域防災に関する決議～ -----	2 7 9
道への報告様式 -----	2 8 2
自衛隊災害派遣要請の様式 -----	2 8 6
特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準 -----	2 8 9
災害救助法による救助の程度・方法及び期間 -----	2 9 2
被災者生活再建支援法に基づく支援 -----	2 9 6
被害状況判定基準 -----	2 9 7
緊急通行車両確認証明書等の様式 -----	3 0 1
災害履歴 -----	3 0 3
災害危険区域（水防区域） -----	3 0 8
災害危険区域（地すべり危険区域） -----	3 1 0
災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域） -----	3 1 0
災害危険区域（土石流危険区域） -----	3 1 3
緊急避難道路 -----	3 1 8
緊急輸送道路 -----	3 2 1
指定緊急避難場所・指定避難所 -----	3 2 4
指定緊急避難場所（屋外） -----	3 2 6
十勝岳火山噴火泥流災害における指定緊急避難場所（指定避難所） -----	3 2 8
白金温泉街の宿泊施設、事業所等 -----	3 2 8
臨時ヘリポート開設予定地 -----	3 2 9
福祉避難所 -----	3 2 9
救護所 -----	3 2 9
ペット救護所 -----	3 3 0
災害ボランティアセンターの設置場所 -----	3 3 0
物資管理センターの設置場所 -----	3 3 0
避難世帯調査表 -----	3 3 1
避難者名簿 -----	3 3 2
避難所運営記録 -----	3 3 3
避難（緊急下山）ルート -----	3 3 4
関係機関連絡先一覧 -----	3 3 5